

明治期を中心にみた日本の人口統計資料について

高 橋 益 代^{*}

I ま え が き

1970年第24回の経済資料協議会の総会で本会の20周年記念事業の一つとして提案された「経済統計資料総合目録」作成の事業は、その後10年近くかかって昨年「日本経済統計資料総合目録」の「農林業編」「鉱工業・エネルギー産業編」としてその一部が刊行されるに至った。これの編集作業に当初参加し、主題別書誌作成には予備版 No. 11「人口統計資料」(1974. 3 作成)を担当したが、この書誌では、その Sub-title (大正・昭和前期) が示すように目録全体の編集方針に沿って、明治42 (1909) 年を起点として戦前・戦中の資料の List-up に主眼をおき、採録した資料の系列が明治前期にまで遡及するものについては一応収録しているが、明治42 (1909) 年までに消滅もしくは刊行有無不明となって了っている資料は原則として採録しなかった。

しかし、近年人口成長と経済成長との相互関係について、また地域経済分析——工業化・都市化・流通圏の分析 etc.——の視点から人口動向の把握を見直そうとする研究が進んで、対象領域は明治中期より前期にと向けられてきている。さらに、明治期の延伸として徳川期の史料についても近代的手法を用いての分析が行われ、各種の成果が報告されている。

1974年より78年にかけて刊行された「明治前期日本経済統計解題書誌」(細谷新治編)(以下『解題書誌』)はその第8章および9章で人口関係資料を取り扱っているが、本書誌ではその表題が示すように対象時期を明治前期とし、具体的には明治17年までに刊行された資料を採録の対象としている。その内人口統計資料では戸籍統計および衛生局統計とそれらの系列に属する特殊集計資料を取り扱い、その他の人口関係資料については第8章で一部言及しているにとどまっている。

この内務省・内閣統計局の戸籍人口(静態・動態)統計と衛生局の人口動態統計とは別個に本来人口統計として作成されたものではないが、いわゆる業務統計とし

* たかはし ますよ 一橋大学日本経済統計文献センター

て施行された調査で必要のため人口についても調査している統計として、1) 陸軍省徴発物件調査 2) 文部省学事統計 3) 警察戸口調査における現住人口の調査がある。

「徴発物件」については以前第29回総会の折研究報告として一部報告をしたことがあり、前記「解題書誌」第4章に簡単な総括的解題をした。また、警察の戸口調査については「解題書誌」上—3に試論を執筆したが、これは紙数の関係で東京府の場合を中心としたものとなった。

今回「経済資料研究」に前記「総合目録」の刊行を記念して特集号を組むということで、先の第29回総会の時の報告のまとめとその補説として明治期を中心とした戦前期日本の人口統計調査の変遷と資料の状況、前記「解題書誌」で取り上げていない面——明治17年以降の戸籍統計、衛生局統計の変遷、徴発物件表の全体像、警察人口の全国状況、学事統計における人口——を中心に報告し、予備版 No. 11の補遺としたい。

以下各節は各資料の総括解題とし、資料の刊行状況その他については巻末に掲載する。

II 人口統計の種類

人口統計の種類として通説では、1. 静態統計 2. 動態統計 3. 人口移動 4. 人口推計および加工データとして 5. 生命表に分類される。しかし、基本となるデータは人口静態統計と動態統計である。人口移動は人口動態の一種——人口変動の社会的側面——と定義されているが、人口調査の用語としては、人口動態は狭義に人口変動の自然的側面——生死・婚姻等——を指して用いられている。

1. 静態統計調査 ある時点における人口数の把握、人口の分布・構成等を明らかにするもので、総理府統計局により5年毎10月1日現在で全国人口に対して行われている国勢調査に代表される。
2. 動態統計調査 ある期間における人口の量的または質的変動の状況を明らかにするもので、出生・死亡等の量的変動、婚姻・離婚等の質的変動を調査する。これは今日では厚生省により毎年次で公表されている。
3. 人口移動 国際間の流出入については法務省により作成される出入国管理、在留外国人統計の他外務省からは旅券統計、海外在留邦人数が報告される。地域間（国内）移動に関しては住民基本台帳（昭和27年住民登録法の後身）に基づく人口移動報告が総理府統計局より公表されている。
4. 人口推計 静態統計の一種であるが、5年毎の国勢調査の間隙について人口の自然的社会的増減を加算して推計していく補間人口の外、補外推計による将来人口

推計も行われている。

以上の如く今日では人口統計調査は体系的に整備されており、またそうでなくとも、一般的観点からは人口は量的把握の可能なデータとして他の統計に比して判明し易いデータと思われがちであるが、戦前についてみると、国勢調査が最初に行われたのが、大正9（1920）年であり¹⁾、明治百年といわれるそのほぼ半ば以前については本来の意味での全国人口統計は存在していないのである。しかも、大正9（1920）年以後も大調査年は10年毎と規定されているところから次は昭和5（1930）年その次の昭和15（1940）年は既に戦時体制下で兵役、軍人・軍属、在留外人（朝鮮人）等の特殊要素が多く入り込み、集計結果も詳細なデータは統計原表でしか把握できない状態になっている。（公表資料は銃後人口を中心として全集計データの一部にしかすぎない）

これに対し動態統計は比較的早くに整備され、明治31（1898）年制定の「人口統計材料統計小票取扱手続」による小票様式で1899年より調査・集計が行われているが、人口移動については、戦前は海外との流出入統計が外務省により在外本邦人調査、旅券交付統計、移民調査として、内務省より在留外国人調査が行われていたにすぎない。国内移動についての調査は強いて求めれば、限定的な農民離村・出稼状況調査の他は、国勢調査時における人口数の前後の比較にその間の人口動態を加味することによって、その地域における来往住人口の増減＝差のみ計算することはできる。しかし、これも流出・流入のそれぞれの数は把握できない²⁾。

戦前の人口統計調査の状況は以上の如くであるが、これら以前の人口統計については、移動も含めて静態・動態すべていわゆる戸籍統計による表式調査で一括して製表されていたのである。

III 戸籍統計の問題点 附．推計人口

戸籍簿からの人口統計の作成——戸籍統計による人口の把握に関しては多くの研究がなされているが、現在定説となっているのは、明治期の人口について確かなデータはないということである³⁾。

明治5（1872）年の壬申戸籍による人口調査は、建前としては実際調査である

1) ちなみに、西欧における人口センサスの歴史をみると、スウェーデンが比較的早く1748、北米1790、英、仏他が1801、ドイツでも1867に第1回の調査が行われている。（文献6および10他参照）

2) この計算の仕方については文献6をみよ。また、戦前の人口統計概説については前掲書および文献10を参考にした。

3) 文献2序のp.2参照。当局からのものとしては文献14の「緒論」が簡にして要をえている。

が⁴⁾、その後明治6年より30年の間はこの人口に年々の人口の増減を加除したにすぎず、明治31(1898)年戸籍法の改正と共に統計事務は内務省より内閣統計局に移り同時にこれまでの地方分査から中央集査となった。これ以後は5年毎の現数調査となるが、しかし、これとても地方から報告の戸籍上の数の整理であることに変わりなかった。戸籍統計の実態＝「戸籍表」作成における実務段階での操作については今日では不明の点が多い。一番問題とされるのは寄留人口および附籍の取り扱いで、例えば寄留者の子の出生は本籍人出生として本籍地に計上される(規定上)が、寄留統計ではどうなっているのか。また、寄留の届と集計時期のずれの問題など、さらに戸籍簿自体にも寄留出入届自体の不徹底があることは早くから知られていたことであり⁵⁾、(寄留については明治4(1871)年戸籍法で既に規定されているが、いわゆる実施規定が制定されたのは明治19(1886)年のことである。これ以降でも非故意にでも届洩があることからして明治19年以前については尚更と考えられる)後年(1930)内閣統計局が全人口の再計算―推計を行った際も全国人口数についてのみ行っている(全国ペースで行えば理論的には寄留の出入は相殺される)。

日本における近代人口調査の嚆矢とされる壬申戸籍は戸籍作成と共に人口調査としての目的をも強く有し、その調査様式は詳細を極めているが、それ後は戸籍＝「家」制度の展開の下に人は「家」についた人として存在し、人＝個人としての発達とは妨げられていく⁶⁾。ということは人を一つの単位として把握する人口調査――Censusの思想とは馴染まないということではなかろうか。この点欧米における人口統計が身分登記制度による個人単位のものとして発展したことと大いに相違している。また一方に、日本における「人口」思想・人口研究の過程の特殊性も考えられる。戦前日本での「人口」は人口問題・人口政策としての色彩が濃い。これは大正から昭和初期の日本の社会情勢の中で農村問題・労働問題とからんで「人口」が人口理論や社会政策としてまず論議されたこととも無関係ではないであろう。

戦後計量経済学的手法による経済分析の発達と経済発展論の立場から日本経済のTake offの問題に合せて、明治以降の日本の経済成長が論議されると共に人口成長についても目が向けられ、明治期の人口成長率の再検討が多くの研究者によって行われるようになった。その手法の多くは先に述べた人口推計の一種、いわば逆進推計で、国勢調査の年次(1920年)の人口を基準とし、これに技術人口学的手法をもって補正を加え、遡及させて過去の人口数を推計するやり方である。森田優三氏の

4) この壬申戸籍における調査洩区域および人口について特に論究している文献はないようであるが、調査の信頼度は不明と云えないであろうか。

5) 「明治36年 日本帝国人口静態統計」緒言参照。

6) 明治民法思想の変遷――戸籍と「家」制度との関係については文献23を参照。

7) 文献16。その他主要論著は文献3)を参照。

論文⁷⁾を先鞭として昭和30年代に次々と発表されている。

IV 陸軍による人口調査⁸⁾

前節で述べた如く、明治期の日本の人口データの不整合性は、既に明治21(1888)年 P. Mayet によって指摘されていることであるが⁹⁾、これは統計思想、統計制度の未確立という以前に戸籍作成にも大いに問題あったとみななければならない。すなわち、明治4年戸籍法には除籍簿の制がなく¹⁰⁾、明治14年9月大山巖が徴兵制と関連して戸籍制度について行った批判の中で「加除添削定ノ規律ナク甚タシキハ簿中加除ノコトアレハ或ハ墨ヲ以テシ或ハ朱ヲ以テシ塗抹縦横ナルアリ記入散乱スルアリ……混淆錯雑言フヘカラス。殆ント反故紙ノ如シ」と評している¹¹⁾。

これと共に今一つ徴兵制徹底の上で障害となったものは「戸主免役の制」¹²⁾であった。徴兵令制定(明治6年1月)当時より徴兵反対の一揆は各地に勃発し、このため徴兵令の本格的実施は明治8年に入ってからとされている。この後はこの「戸主免役の制」を利用しての合法的徴兵忌避となる。これはまた戸籍の虚偽申告となって、その結果は戸籍統計上にも表われてくる訳である。

このような国民一般の動向に対して陸軍側からは戸籍法の改正を執拗に要求していくと共に、徴兵に関しては「戸籍」面からの徹底的追求が行われ、徴兵行政は明治期地方行政において最も重要業務の一つであった。今日残存する各地方の行政文書の中には徴兵関係の簿冊が多数あり、徴兵検査前後の地方吏員・警察の対応およびその後の忌避者に対しての追跡調査の状況が克明に記録されている。

しかし、一方軍事のもう一方の柱である徴発事務に関しては現状把握が必要事であり、ここに戸籍による人員把握とは別個に独自の人口調査が「徴発物件」調査の中に登場する。明治16(1883)年第1回の調査より調査項目の一つとして現住人口の調査が規定され、さらに「人夫」¹³⁾として今日の労働力人口の概念に相当するものをおき調査している。また「職工」として「銃工」をはじめ「船工・車工・鍛工」等の書き上げを規定している点はあくまで実用のためということを思わせる。この労働力人口の調査が家屋・水車等の調査と共に町村一字単位にまでおけていることも実際の軍事行動に係わる場合の必要性から要求されたことであろう。それ故

8) 『解題書誌』下 p.140以降参照。

9) 「日本人口統計論」(高橋梵仙編「日本人口統計史」所収)。

10) 除籍簿の制が定められたのは明治19年10月の「戸籍取扱手続」からである。

11) 文献23 p.28参照。

12) 前掲書p.186以降参照。「徴兵」の問題に関しては文献23から多くの教示をえた。

13) 明治16年12月陸軍省通牒「年齢17歳ヨリ60歳マデノ者ニシテ負担ニ係ル業体ノ者……都テ力役ニ堪ユル者ハ皆算入ス可キモノトス」。

に、「徴発物件」調査は明治後期に至って軍事制度の整備、発達——近代化と共に消滅する運命にあった訳である¹⁴⁾。

V 警察による人口調査¹⁵⁾

これに対し、治安維持の面からの現住人口の掌握として警察組織による人口調査がある。これは大正・昭和を通じて益々確固として存続していたし、戦後も衣は変えても実体は今なお存在しているとするのが通説であろう¹⁶⁾。

このいわゆる「戸口調査」は警察官一外勤巡査の業務の一部として通常勤務の中で行われていたのであって、統計調査の専門家が行った訳でない。またその方法も厳密に統計調査の方法に則った訳でもない。特に明治10年代については戸口調査の制度も発足したばかり¹⁷⁾ということもあり、「戸籍表」からの引き写し（石川県の例）や一部市街地域に限定して施行（大津市の例）¹⁸⁾等全国規模ではデータとして使用できない場合が多い。後述する神戸市の臨時市勢調査では、報告書の「顛末」緒言に市勢調査の必要を説いて「現に人々に就いて見るに、東京市においては、警視庁の調査と市役所の調査とを比較するに、約七十万人の相違あり、我神戸市に於ても、四十年末市役所の入口は三十六万三千五百九十三人なるに、警察署調査に依れば三十二万五千二百五十五人なるを以て、三万八千三百三十八人の差あり、人をして孰れに遵拠す可きやに惑わしむ……」と記している。

いずれにしても警察による現住人口調査は府県により精粗あり、時代により調査様式に多少の相違あるとしても、同一主管の下で同一方式により明治初期より昭和10年代まで一貫して執行された点、戸籍統計とは全く別の系列の調査である点において明治年度の人口統計の材料として検討してみる理由はなしとはしない。

VI 学事統計にみる人口調査

明治期における現住人口のデータとしては、以上の他に「学事統計表」における調査がある。

14) 人口には直接関係ないが、この徴発調査には陸軍省に対する進達その他海軍省への進達事項もあり、この中には船舶調査および造船所、鉄工所、鑄造場についての表式個別調査がある。農商務省とは別系統のものとして比較してみることもできそうである。

15) 「解題書誌」上—3 p.427 以降参照。

16) 異説としては、例えば「青森県警察史」上巻 p.303 では「現在実施されている巡回連絡をその後身とする見方もあるが、その目的方法において全く異質のものである」。

17) 明治8年3月「行政警察規則」が根拠とされている。詳細は注15)の文献を参照。

18) 石川県の例については「解題書誌」上—3補論の注3)をみよ。大津市の場合は滋賀県の「現行警察法規」（内閣文庫蔵）に明治16年8月17日戊辰446号「戸口調査規則」に「戸口調査ハ当分ノ内大津市街并ニ別所神出松本馬場東浦ノ各村ニ施行スルモノトス」とある。

「学事統計表」は「文部省年報」に掲載されている諸統計表中の一つで「管内学事統計表」（はじめ「〇〇大学区学事統計表」）として表出されている。その項目中に管内（はじめ大学区）¹⁹⁾の人口数をあげている。この規定は明治8（1875）年の文部省達に明治7年の現数報告事項の一つとして出てくるもので、表式は教育制度の改正一法規の変遷と共に多少の変更があるが、明治30年報まで掲載されている。

この人口数については、明治14年4月文部省達「学事表簿取調心得」に「人口ハ学区内十二月末ノ現員ヲ記入スヘシ」とあり、さらに明治19（1886）年10月「学事年報取調條項并様式」中「管内学事統計表」様式備考に「人口及学令人員ハ本籍寄留ヲ論セス総テ現ニ居住スル者ヲ算入スヘシ 諸数中……現在数ニ渉ルモノハ其年十二月末ノ数ニ依リ調査スヘシ」と規定されているところから現住人口数であることは明かである。これより判断して13年以前の人口数も求められているのは現住人口であるとするのは速断であろうか。一步譲って明治13（1880）年以降と考えると、戸籍統計上で本籍人口と対照させて現住人口数が計上されてくるのは「明治19年1月1日調」以降であり、「徴発物件」でも明治16年々首の人口からしか把握できないのを考えれば一顧に価しよう。ただこの「学事統計表」の具体的な調査手続については、学令児童調査のための「学令簿」作成と共に調査され、年末現在で提出する「学令就学調査表」の中の「人口」の欄に記入されるものなのか、年末に至って戸籍簿等から別個に作成されるものなのか不明である。文部省よりの法規、各府県における「学事表簿注釈」等をみても、学令簿については詳記していても、この「人口」欄については上記の記述以外のことは見当たらない。その計数は巻末に他のデータと共に掲げておく。

附言すると、この「学事統計表」諸表中には（現住）人口1万以上都邑についての表があり、これもこの時期のものとしては地域データとして注目される。

VII 衛生局による人口動態統計

先に述べた逆進推計人口の計算で使用される死亡数、死亡率、生存率数等の計数は人口動態統計を利用して算出される。

人口動態統計調査については第2節で述べた如く静態調査よりかは古く、明治31年以降のデータについては、信頼されるものとして人口推計作業に利用されている。これ以前も明治5年以降出生・死亡については年々報告することが規定されており²⁰⁾、これに基づいて明治5年調査人口数から加除して年々の戸籍人口が計算され

19) 学区制については倉沢剛「学制の研究」p.572 以降および「解題書誌」上—3 第12章を参照。

20) 婚姻・離婚は16年11月達により明治17年より、死産については19年5月の省令により、

ている訳である。しかし、これも届出制によるものであり、先の寄留人口の場合と同じく、実施規定が作成されたのは明治19（1886）年の省令19号（死亡については明治17（1884）年の「墓地及埋葬取締規制」）からである。この内務省戸籍局による戸籍からの出生・死亡データ以外に衛生局による調査がある。

内務省衛生局による人口動態統計については『解題書誌』第8章で総括解題を、第9章には「衛生局年報」を取り扱っているが、調査の変遷の面から略述すると、

明治7年8月 「医制」第45条に「施治ノ患者死亡スル時ハ医師三日内ニ其病名経過ノ日数及ヒ死スル所以ノ原因」を届出することを規定し、

明治8年3月 東京、大阪への達に医師にその取扱った死亡について届出することを義務づけている。こえて

明治9年2月 各県に対し内務省達乙13号として先の8年3月のと同じ内容の件を達している。これが一般に「死亡申牒の制」と称せられているものである。

明治12年12月 乙55号で府県衛生課の設置および事務条項を規定し、事務条項の内に「統計報告ノ事」があり、

明治13年7月 府県への通報の形で衛生統計様式を定め²¹⁾ている。

明治16年6月 統計表中出産婚姻死亡表の様式を改正

明治19年9月 「内務報告例」の制定によりまず戸籍局と衛生局の人口動態調査が統合整理され、ついで

明治31年6月 戸籍法の改正により戸籍事務は司法省に移り、人口統計事務はすべて——静態・動態ともに——内閣統計局の統轄となる。動態統計は向後50年間昭和23年の大改正により厚生省に移されるまで統計局の中央集査で製表されてきた。

「衛生局年報」は第1、2次報告が明治10年12月（緒言）刊行され、以後戦後の厚生省の「衛生統計年報」にまで引きつづいているが、人口動態に関して独自の調査を発表していたのは明治34年分までである²²⁾。（死亡については明治8年3月の達により「第1、2報告」より掲載され、出生・婚姻は明治13～17年分のデータがある。）

これまでこの衛生局のデータによる死亡数・死亡率の検討は殆んどなされていないようであるが、衛生局のものは戸籍とは全く関係なく、衛生事務の一部としてなされた調査で、森田優三氏は「人口増加の分析」に「内務省衛生局調査の死亡統計

19) 19年12月末現在より計上されている。

21) 衛生局として全国的に統計表の様式を定めたのはこれがはじめてである。これより先大阪京都両府に対し死亡表の作成を命じているが、その表式は不明である（「表式略之」）。

22) 「内務報告例」中戸籍関係の人口統計は明治31年の改正の際廃止されたが、衛生局の分はこの時の訓令には言及されていないためか存続したらしい。廃止については「衛生局年報 明治35年」中に説明されている。

は本籍人口統計と全く無関係に作成されたものであって、従って本籍人口統計に現はれた死亡率の漸増傾向を吟味するためには極めて適当な材料であるが、資料の整理に可成の手数を要するので云々」²³⁾と述べている。

今一つこの衛生局データの中で注目したいのは、「坪数及戸口表」として現住人口の調査も行っていることである²⁴⁾。ただ残念なことにこの調査は明治18年10月の達で死亡を除く他の諸表と共に廃止されて了っている。このデータは参考までに巻末の比較表に掲げておく。

VIII 地方庁による民勢調査

第2節で静態調査につき、日本では1920年まで人口センサスは存在しなかったと述べた。全国ベースではその通りであるが、地方では、国勢調査に対応させれば、民勢調査と称すべき調査が一部で行われている。

国勢調査史を紐解けば必ず論述されている国勢調査前史というべき時期があり、当初明治35年第1回の国勢調査が企画されたと記されている。しかし、それが日露戦役のため流された後、地方段階で国勢調査の方式に倣った人口センサスが施行されている。これらは各地方庁の独自の事業として行われたため今日では施行の普及状況は把握されていない。

今判明しているものは、

1. 明治40年4月25日 熊本市
2. 41年10月1日 東京市
3. 同 年11月1日 神戸市
4. 42年3月1日 札幌区
5. 同 年12月1日 新潟県佐渡郡
6. 44年11月1日 京都市
7. 大正3年3月31日 徳島県名東郡

(この他に台湾臨時戸口調査が明治38年に行われているが、これは外地という特

23) 同書 p.363.

24) 明治16年6月達乙28号「毎年十二月三十一日ノ現数ヲ調査シ」「其土地現住居ノ者ニ係ル事実ノミヲ掲クルモノトス故ニ本籍者ト雖モ他ヘ出住ノ者ニ係ル事実ハ之ヲ除キ本籍者ニアラサルモ他ヨリ入住スル者ニ係ル事実ハ之ヲ算入スルモノトス」

13年の衛生統計表様式では、「諸表ニ記載スル人口共ニ出産婚姻死亡……ノ人員等ノ員数ハ総テ他管ヨリ寄留シタル者ヲモ数中ニ算入スルモノトス」とあり、同13年2月「都市生死婚姻統計表(月報)」の進達表様式には「人口ハ十二年十二月末ノ概算員数ヲ載スヘシ二月分ノ月報ニハ同上ノ数ニ一月中ノ出産死亡数及ヒ他ヨリ又ハ他ヘ転住者ノ数増減シタル数ヲ載スヘシ」。

殊性からここでは一応除外した)

この内、熊本市の調査は職業調査を視点とした現住人口であるが、「所帯票」による実地調査である。東京市以降は現在人口調査で東京・神戸は「所帯票」の他「人別票」も調査の段階で作成しているが、他は調査時点では「所帯票」のみ作成し、照査・検査の段階で別に調査員により「単名票」を作成する手続をとっている。名東郡の調査については、他の調査より時期的にも多少遅れている故か、これまで言及している論著は見当たらないが、内容は他の市勢・郡勢調査と全く同じ、ただ人口・職業等の「所帯表」の他に「住家票」「家畜票」「耕作票」の諸票も調査している点が特異である。

「京都市臨時人口調査」はこの調査の意義を述べて、「本市ノ人口戸数ノ調査ハ從來単ニ戸籍簿寄留等ニ其材料ヲ採リタルモノニシテ其計数ノ実状ニ適合セザルモノアルヲ以テ軌近市勢ノ進展ニ伴ヒ正確ナル統計ヲ要スルノ声日ニ急ナル時ニ方リ到底從來ノ姑息ナル方法ヲ踏襲スルヲ許サズレ臨時人口調査ヲ決行スルニ至リシ所以ナリ」と述べている。

これらの資料は、東京市を除いては一地域一時点限りのものではあるが、地域データのとれる他の系列の資料との突き合せによって明治一大正初期の人口解明のヒントとなるかもしれない。

IX 結 び

以上「現住人口」の把握ということを視点に明治期を対象とした人口統計資料についてみてきたが、何故ここで「現住人口」を問題としたかは、言うまでもないことであろうが、前述の京都市の「緒言」等にある如く、経済と人口との関係を考察する過程ではまず人口の実勢を把握しなければならない。特に地域経済分析においては工業化・都市化（またはその逆でも）本籍人口はあまり意味をなさない。近年、個別地域の実証的研究の積み重ねや推計手法による経済実態の構築が経済史研究の一分野として発達し、これらの研究を基として日本経済の成長過程——発展段階が論ぜられている。人口も経済成長論の重要な一要素であり、人口成長トレンドを急上昇とみるか緩かなカーブとみるかは争点の分れるところである。

最近注目されている歴史人口学は、どちらかと云えば、近世史料による人口学的研究で重点は徳川期にあり、明治初期についての研究は少ない。一方、ある程度全国ベースでの検討に価する資料が登場してくるのは正に前記「解題書誌」の終了した時点以降、研究資料として使用されうるのは30年代以後になるといえよう。この間隙について人口総体として研究をすすめている文献はあまりないようである。梅村又次氏が「日本経済の発展」の「序説」に「この時期についての研究はあらかた

制度上の変革に集中していて、経済の実態そのものは霧のなかにかすんでいる」²⁵⁾と述べていることは、そのまま人口にも当てはまりそうである。他の経済諸指標と同じく人口についても、明治前期(10年代)は徳川期からの延長線上に、転換点は明治20年代以降、本格的な人口構造の近代化が始まるのは40年代と、これは勝手な想定であるが、しかし、明治以降の人口調査の歴史をたどってみると、どうもそういう線が想定されそうである。統計調査の歴史はその対象の動向を敏感に反映している。

附. 明治初年の各地戸籍調査について

明治5年の全国戸籍調査以前の各地方庁による戸籍調査については今回は省略した。明治初期の人口の研究には大正期より逆進させる方法の他徳川期より下って接続させてみるという面もある。宗門人別改の制度は、法令上は明治4年まで存続しているし、この間にも各地方行政庁によって独自に戸籍仕法等の制定がなされている。

これらについては、例えば速水融氏による和歌山県の例の研究²⁶⁾などがある。この他京都府の戸籍調査は一度検討してみることも意義あると思われる。壬申戸籍作成過程における京都府と中央政府との交渉経過については「京都府史料 政治部戸口類」に詳しい記録がある。

附 (I) 参考文献

今回の主題に係るもののみを掲げる。

1) 総論

1. 社会経済史学会編：経済史における人口——社会経済史学会第37回大会報告—— 慶応通信 S44. 10
2. 南亮三郎：日本人口と経済（人口学体系6） 千倉書房 S47. 1
3. 梅村又次等：日本経済の発展——近世から近代へ——（数量経済史論集 1）日本経済新聞社 S51. 3

2) 人口統計調査史

4. 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 S26. 12
5. : 総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 上 同局 S51. 3

25) 同書 p.iii.

26) 「宗門改帳より壬申戸籍へ」（一、二）（三田学会雑誌47（12）、48（9）、1954、12、1955）
9) その他歴史家による研究文献については文献1の第3部をみよ。また壬申戸籍前史の通論については文献23を参照。

(なお、本書の第3巻以降は未刊。)

6. 高田太一：統計調査（自治行政叢書 第2巻） 常磐書房 S 9. 3
7. 有沢広巳：本邦人口統計論——経済学全集 第52巻 本邦社会統計論 所収——改造社 S 8. 5
8. ——：明治維新以降本邦人口（静態）統計発達小史（経済学論集 3（5）S 8上）
9. 池野勇治：我国人口静態統計に於ける人口の種類（資料）——日本人口問題研究 第1輯所収——協同会 S 9. 2（訂正3版）
10. 森 数樹：人口統計論——経済学全集 第35巻 統計学 上所収——改造社 S 5. 8
11. ——：人口統計論（統計学全集 第3巻） 東洋出版社 S 10. 3
12. 森田優三：我国人口動態統計前史資料——インフレーション・統計発達史——高野岩三郎先生喜寿記念論文集 1—所収——第一出版 S 23. 11
13. 木村正文：我が国人口動態の変遷（統計局研究集報 5 1953. 9）
注）ミスプリか記述中に明白に誤りである箇所がある点注意。
- 3) 逆進推計人口
14. 内閣統計局編：明治5年以降我国の人口（調査資料 第3輯） 同局 S 5. 8
15. 森田優三：明治初年我国人口の年令構成と出生数——横浜高等商業学校創立二十周年記念論文集所収——同校 S 18. 9
16. ——：人口増加の分析 日本評論社 S 19. 10
17. 本多龍雄：明治維新前後からのわが国人口動態の再吟味——人口問題研究所年報第6号所収 厚生省人口問題研究所 1961. 9
18. 赤坂敬子：明治31—大正8年男女年齢各歳別人口の推計（改算結果）（国民所得推計研究会資料 C—1）
19. ——：男女年齢別人口の推計 1872—1898, 学令児童就学不就学 1878—1900（同 C—18）
20. 岡崎陽一：明治初年以降大正9年に至る男女年齢別人口推計について（厚生省人口問題研究所研究資料 145号） 同所 S 37. 2
21. ——：明治時代の人口——とくに出生率と死亡率——について 附. 梅村又次：明治時代の人口について：コメント；岡崎陽一：梅村又次氏のコメントに対する回答（経済研究 16（3, 4） 1965. 7, 10）
22. 安川正彬：人口の経済学 春秋社 1965. 7
- 4) 戸籍制度と人口調査との関係（総論）
23. 福島正夫：日本資本主義と「家」制度 東京大学出版会 1973. 9（3刷）

24. 平賀健太：戸籍制度について——身分法と戸籍—戸籍制度八十年記念論文集—
所収—— 帝国判例法規出版令 S28

以上の他に文献1の巻末に「日本人口史研究文献」がある。

また、「解題書誌」上一2第8章巻末にも参考文献あり。（これは総覧的で通読するのに適するが、図書館的である。）

「統計集誌」「統計学雑誌」中には人口統計調査に係わる数多くの記事、論文が収載されているが、この索引は後日に譲る。

附(II) 資料の刊行状況

(1) 戸籍—人口静態統計

a. 日本帝国民籍戸口表 明治5年(年首)～30年(年末)

明治5～9年 日本全国戸籍表

10, 11 日本全国戸口表

12 日本全国郡区分人口表

13, 14 日本全国人口表

15～18 日本全国戸口表

19.1.1 日本全国国籍戸口表

19.12.31～ 日本帝国民籍戸口表

明治19年より年末現在調となるため19年のものは年首と年末とあり。

b. 日本帝国人口静態統計 (No. 11—258, 259—1)

明治31年 日本帝国人口統計

36, 41, 大正2, 7年

日本帝国人口静態統計

以上の総括として

c. 日本帝国人口静態統計 明治41年 附録 第二編

に明治5～41年のデータあり。

d. 維新以後帝国統計材料彙纂 第2輯 現住人口静態ニ関スル統計材料(大正

2. 2刊)に明治5～9年の有業人口, 9～43年の府県人口のデータあり。

現住人口の資料として,

e. 明治17年至40年道府県現住人口 内閣統計局 明治42. 8刊の他

f. 官報附録または号外(別冊)に明治22年～30年分のデータ(市および町村別)掲載あり。

(2) 推計人口

文献3)をみよ。

(3) 徴発物件表

明治16年（年首）～19年（年首），19年（年末）～23年（年末，全3巻）25，29
年 徴発物件一覧表¹⁾

明治33年，35，37，39（41，43年）徴発物件表，陸軍徴発物件表要覧²⁾

大正1年 陸軍徴発物件表（抄録）³⁾

(4)警察統計

別表をみよ。

(5)学事統計

文部省年報 第一（明治6年）～ 年刊

(6)衛生統計

「日本経済統計資料総合目録」鉱工業，エネルギー編 Item No.187に所載

(7)内閣統計局の人口動態統計

日本帝国人口動態統計 明治32年～ 年刊（No.11—157）

死因統計 明治39～昭和13年 （No.11—267）

(8)市勢・郡勢調査資料

1.熊本市職業統計 明治40年4月25日現在

熊本市職業調査の結果

2.東京市市勢調査原表 明治41年施行 第1～5巻，比例篇，職業別現在人口表，
概数表（No.11—437）

1) 明治19年は戸籍統計の改正と合せて年首と年末とあり。23年以降は規則の改正により3
年毎となる。

なお，規則から推測すれば，27年および31年分が存在する訳であるが，刊行物は判明し
ない。但し，31年については「愛知県庁文書」（国立史料館蔵）中に進達原稿が残存して
いる。調査様式の改正の時期に当たっているので，「共武政表」の第4回の場合と同じく地
方段階では調査表の作成・進達はされたが，刊行されないままで終わってしまったのではない
かと思われる。また，27年については日清戦役と関係あるかもしれない。

2) 明治33年以降は各師管別に集計した「徴発物件表」12冊とそれらを総括した「陸軍徴発
物件表要覧」1冊が各当該年毎刊行されている。但し，41，43年の「物件表」は未だ刊行
・所在とも不明である。

3) この資料は内容は自働車・自転車についての分を抄録したと凡例にある。その他の調査
項目については刊行有無不明である。

なお，この調査は規則からみると大正4年まで存続しているし，本文中でふれた海軍関
係のデータは，現に前記「愛知県庁文書」中に大正4年分まで存在しているが，陸軍関係
のものは同綴中にも40年代以降の分は見当たらない。

追記：この資料はこれまで所蔵している機関が限られていた故か，利用されることが少な
かったが，京都の柳原書店より覆刻版の刊行が計画されている。同書の「解説」も参照。

また，データを整理・集計した資料として，一橋大学経済研究所統計係より「共武政
表・徴発物件一覧表 項目別・道府県別集計」（加工統計シリーズ 20）が刊行されてい
る。

3. 神戸臨時市勢調査要計表 附，顛末 明治41年
神戸臨時市勢調査人口及職業統計表 明治41年
 4. 札幌市区勢調査原表 明治42年実施 前・中・後篇 (No. 11—93)
札幌市区勢調査研究 高岡熊雄 (No. 11—追50)
 5. 新潟県佐渡郡郡勢調査 原表及顛末 明治42年 (No. 11—306)
 6. 京都市臨時人口調査要計表 明治44年実施 第1，2編 (No. 11—190)
 7. 徳島県名東郡臨時郡勢調査 原表及顛末 大正3年3月末 (No. 11—追58)
徳島県名東郡臨時郡勢調査書 概篇 大正3年3月末 (No. 11—追59)
- ※ 以上資料の末尾のナンバーは予備版 No. 11 における Item No. である。

附 (III) 表

1. 東京府、大阪府現住人口数の比較

年次	府 名	戸籍現住乙	徴発物件	警察人口	文部省年報	衛 生 局
1882	東 京 { 大 阪		1186,102 (1173,170) 1571,663	1006,143	1159,338 1585,695	1164,181 1566,440
1890	東 京 { 大 阪	1333,900 1290,500	1605,076 (1579,860) 1367,763	1279,330 1213,041	1555,811 1372,783	

備 考
島嶋部を除く M 14.2 堺県編入
同上 M 20.11 奈良県を 分離

2. 1908年東京市、神戸市現住人口数の比較

調 査 名	東 京	神 戸	備 考
市 勢 調 査	1622,856	334,921	東京は10月1日、神戸市は11月1日現在 } 12月31日現在
静 態 統 計	2186,079	378,197	
警 察 人 口	1488,245	327,555	

3. 1920年東京府、大阪府現住人口数の比較

調 査 名	東 京	大 阪	備 考
国 勢 調 査	3699,428	2587,847	10月1日現在
警 察 人 口	3401,802 50,250	2433,311	12月31日現在 計外 水上生活者

4. 府県警察統計表（書）

	M8	10	15	20	25
1 北海道					
2 青 森				○	○
3 岩 手				○	○
4 宮 城				○	○
5 秋 田				○	○
6 山 形				○	○
7 福 島			○	○	○
8 茨 城			○	○	○
9 栃 木					○
10 群 馬			○	○	○
11 埼 玉				○	○
12 千 葉				○	○
13 東 京	○	○	○	○	○
14 神奈川			○	○	○
15 新 潟					○
16 富 山		明治16年 石川県より分離			○
17 石 川			○		
18 福 井		明治14年 石川および滋賀県より分離			○
19 山 梨				○	
20 長 野			○	○	○
21 岐 阜			○	○	○
22 静 岡				○	○
23 愛 知				○	○
24 三 重				○	○
25 滋 賀				○	○
26 京 都			○	○	○
27 大 阪					○
28 兵 庫				○	○
29 奈 良		明治20年 大阪府より分離			○
30 和歌山				○	○
31 鳥 取		明治14年 島根県より分離			○
32 島 根			○	○	○
33 岡 山				○	○
34 広 島				○	○
35 山 口			○	○	○
36 徳 島		明治13年 高知県より分離			○
37 香 川		明治21年 愛媛県より分離			○
38 愛 媛					○
39 高 知					○
40 福 岡				○	○
41 佐 賀		明治16年 長崎県より分離			○
42 長 崎				○	○
43 熊 本					○
44 大 分				○	○
45 宮 崎		明治16年 鹿児島県より分離			○
46 鹿児島					○
47 沖 縄		明治12年 沖縄県を置く			○

[illegible]

この表は「〇〇県警察統計書」（書名には多少の変遷あり）として刊行されている資料の東京地区での所在状況で、「警視庁統計書」のように現在まで継続して刊行されている資料もあるが、多くは「学事年報」や「勸業年報」と同じて明治末から大正初年にかけて「府県統計書」に吸収されているようである。